

国立研究開発法人物質・材料研究機構

個人情報保護規程

平成 17 年 3 月 4 日

17 規程第 1 号

改正：平成 18 年 3 月 28 日 18 規程第 23 号

改正：平成 20 年 3 月 25 日 20 規程第 25 号

改正：平成 21 年 3 月 30 日 21 規程第 59 号

改正：平成 21 年 5 月 11 日 21 規程第 74 号

改正：平成 21 年 11 月 26 日 21 規程第 116 号

改正：平成 22 年 11 月 22 日 22 規程第 59 号

改正：平成 23 年 4 月 27 日 23 規程第 26 号

改正：平成 25 年 6 月 25 日 25 規程第 24 号

改正：平成 27 年 3 月 24 日 27 規程第 20 号

改正：平成 27 年 10 月 20 日 27 規程第 124 号

改正：平成 28 年 4 月 20 日 28 規程第 46 号

改正：平成 29 年 5 月 23 日 29 規程第 36 号

改正：平成 30 年 3 月 27 日 30 規程第 22 号

改正：令和元年 9 月 24 日 2019 規程第 59 号

改正：令和 3 年 4 月 27 日 2021 規程第 58 号

改正：令和 4 年 5 月 24 日 2022 規程第 29 号

改正：令和 5 年 2 月 28 日 2023 規程第 25 号

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）における個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号。以下「政令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「個人情報保護委員会規則」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」）

という。) その他別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であって、次に掲げるもののいずれかに該当するものをいう。

イ 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式）その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号ロにおいて同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

ロ 個人識別符号が含まれるもの

(2) 個人識別符号 次に掲げるもののいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

イ 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

ロ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

(3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(4) 本人 個人情報によって識別される特定の個人

(5) 仮名加工情報 次に掲げるいずれかの個人情報の区分に応じて定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

イ 第1号イに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

ロ 第1号ロに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削

除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

- (7) 個人関連情報 生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び行政機関等匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- (8) 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。
- イ 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの
- ロ イに掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したものとして政令で定めるもの
- (9) 個人情報取扱事業者 個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。
ただし、次に掲げる者を除く。
- イ 国の機関
- ロ 地方公共団体
- ハ 独立行政法人等
- ニ 地方独立行政法人
- (10) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (11) 保有個人データ 個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの以外のものをいう。
- (12) 仮名加工情報取扱事業者 仮名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の仮名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもののその他特定の仮名加工情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第29条第1項において「仮名加工情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第9号イからニまでに掲げる者を除く。
- (13) 学術研究機関等 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。
- (14) 保有個人情報 機構の役員又は職員（定年制職員、キャリア形成職員、任期制職員、無期労働契約転換職員、客員研究者等、派遣職員等機構において業務を行う者全てを含む。以下「職員等」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、職員等が組織的に利用するものとして機構が保有しているもの。ただし、国立研究開発法人物質・材料研究機構文書管理規則（平成23年4月1日 23規程第10号。以下「文書管理規則」という。）第2条第1号に規定する文書（以下「法人文書」

という。)に記録されているものに限る。

(15) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの。

イ 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの。

ロ イに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したもの

(16) 行政機関等匿名加工情報 次に掲げるいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。)を除く。以下この項において同じ。)の全部又は一部(これらの一部に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年12月5日法律第140号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。)第5条に規定する不開示情報(同条第1号に掲げる情報を除き、同条第2号ただし書に規定する情報を含む。以下この項において同じ。)が含まれているときは、当該不開示情報に該当する部分を除く。)を加工して得られる匿名加工情報をいう。

イ 第54条第2項各号のいずれかに該当し個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。

ロ 機構に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている法人文書の独立行政法人等情報公開法第3条の規定による開示の請求があったとしたならば、機構が次のいずれかを行うこととなるものであること。

(i)当該法人文書に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。

(ii)独立行政法人等情報公開法第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えること。

ハ 機構の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、法第114条第1項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること。

(17) 行政機関等匿名加工情報ファイル 行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

イ 特定の行政機関等匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの

ロ 前号に掲げるもののほか、特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したもの

(18) 個人情報ファイル簿 個人情報ファイルについて、政令で定めるところにより法

第74条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項を記載した帳簿

- (19) 個人番号 番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）を変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるもの
 - (20) 特定個人情報 個人情報のうち、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。以下同じ。）をその内容に含む個人情報
 - (21) 特定個人情報ファイル 個人情報ファイルのうち、個人番号をその内容に含む個人情報ファイル
 - (22) 個人番号関係事務 番号法第9条第3項の規定により他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務
 - (23) 情報システム ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであって、これら全体で保有個人情報に係る業務処理を行うもの
- 2 前項に定めるものの他、この規程において用いる用語の意義は、法、政令、個人情報保護委員会規則及び番号法の定めるところによる。

第2章 個人情報保護の体制

（総括個人情報保護管理者）

第3条 機構に総括個人情報保護管理者（以下「総括保護管理者」という。）を置くこととし、総務・安全管理部門担当理事をもって充てる。

2 総括保護管理者は、機構における保有個人情報の管理に関する事務を総括する任に当たる。

（個人情報保護管理者）

第4条 保有個人情報を取扱う各室及び研究センター等（以下「室等」という。）に、個人情報保護管理者（以下「保護管理者」という。）を置くこととし、当該室等の長をもって充てる。

2 保護管理者は、各室等における保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たる。保有個人情報を情報システムで取り扱う場合、保護管理者は、当該情報システムの管理者と連携して、その任に当たる。

3 保護管理者は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を複数の部署で取り扱う場合における各部署の任務分担及び責任を明確にする。

（個人情報保護担当者）

第5条 保有個人情報を取扱う各室等に、個人情報保護担当者（以下「保護担当者」とい

う。) を置くこととし、保護管理者が指名した者をもって充てる。

- 2 保護担当者は保護管理者を補佐し、各室等における保有個人情報の管理に関する事務を行う。

(個人情報監査責任者)

第6条 機構に、個人情報監査責任者(以下「監査責任者」という。)を置くこととし、常勤の監事をもって充てる。

- 2 監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について監査する任に当たる。

(主管部署)

第7条 機構における個人情報保護の事務取扱いの主管部署は、総務・安全管理部門総務室(以下「総務室」という。)とする。

(個人情報保護委員会)

第8条 機構に、個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会の構成、運営等については、別に定める。

(事務取扱担当者等の指定及び監督)

第9条 保護管理者は、特定個人情報等を取り扱う職員等(以下「事務取扱担当者」という。)及びその役割並びに当該事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報等の範囲を指定する。

- 2 総括保護管理者及び保護管理者は、特定個人情報等が適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行う。

第3章 個人情報の取扱い

(職員等の責務)

第10条 職員等は、法及び番号法の趣旨に則り、関連する法令及び本規程等の定め並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

(利用目的の特定)

第11条 職員等は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。

- 2 職員等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第12条 職員等は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

- 2 前項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 法令に基づく場合

- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- (6) 学術研究機関等に個人データを提供する場合であつて、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

（不適正な利用の禁止）

第13条 職員等は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第14条 職員等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 職員等は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- (6) 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であつて、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該職員等と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合

に限る。)。

- (7) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、法第57条第1項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合
- (8) その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合
(取得に際しての利用目的の通知等)

第15条 職員等は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 職員等は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 職員等は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該職員等の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合
(データ内容の正確性の確保等)

第16条 保護管理者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

（職員等の秘密保持義務）

第17条 次に掲げる者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

- (1) 個人情報の取扱いに従事する機構の職員等又はこれらの職にあった者
- (2) 機構から委託された個人情報の取扱いに係る業務に従事している者又は従事していた者

(アクセス制限)

第18条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報にアクセスする（媒体を問わず、保有個人情報に接する行為をいう。）権限を有する職員等とその権限の内容を、当該職員等が業務を行う上で必要最小限の範囲に限るものとする。

- 2 アクセス権限を有しない職員等は、保有個人情報にアクセスしてはならない。
- 3 職員等は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならない。

(複製等の制限)

第19条 保護管理者は、職員等が業務上の目的で保有個人情報を取扱う場合であっても、次に掲げる行為については、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定する。

- (1) 保有個人情報の複製
- (2) 保有個人情報の送信
- (3) 保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持出し
- (4) その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(媒体の管理等)

第20条 職員等は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行う。

(廃棄等)

第21条 職員等は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。

(保有個人情報の取扱い状況の記録)

第22条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、別紙様式1による台帳又は特定個人情報ファイルの取扱い状況を確認する手段を整備して、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録する。

(漏えい等の報告等及び再発防止措置等)

第23条 職員等は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、当該事態が生じた旨を保護管理者に報告しなければならない。

- 2 保護管理者は、前項の報告を受け、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずるものとする。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染

が疑われる端末等をネットワークから切断する等、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う（職員等に行わせることを含む。）ものとする。

- 3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告する。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告する。
- 4 総括保護管理者は、前項に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を理事長に速やかに報告する。
- 5 理事長は、前項の報告を受け、必要に応じて委員会に意見を求めるものとする。
- 6 総括保護管理者は、事案の内容、経緯、被害状況等について、個人情報保護委員会に報告するとともに、文部科学省に対し、速やかに情報提供を行う。
- 7 総括保護管理者は、第1項の場合及び番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案を把握した場合には、事実関係及び再発防止策等について、速やかに個人情報保護委員会に報告する。ただし、「独立行政法人等及び地方公共団体等における個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」（平成27年特定個人情報保護委員会告示第1号）7に規定する特定個人情報に関する重大事案又はそのおそれのある事案が発覚した場合には、直ちにその旨を個人情報保護委員会に報告する。
- 8 総括保護管理者は、前項の報告をした場合、本人に対し、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとときは、この限りでない
- 9 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。
- 10 総括保護管理者は、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報の本人への対応等の措置を講ずるものとする。

（第三者提供の制限）

第24条 職員等は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

- (6) 当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき(当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)(機構と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。)。
- (7) 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)。

(外国にある第三者への提供の制限)

第25条 職員等は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条及び第28条第1項第2号において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条及び同号において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについてこの節の規定により機構が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第3項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項並びに同号において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第1項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

2 職員等は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。

3 職員等は、個人データを外国にある第三者（第1項に規定する体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第26条 職員等は、個人データを第三者（個人情報取扱事業者を除く。以下この条及び次条（第28条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）において同じ。）に提供したときは、別紙様式1により、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第24条第1項のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

2 職員等は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第27条 職員等は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第24条第1項各号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 職員等は、前項の規定による確認を行ったときは、別紙様式1により、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の事項に関する記録を作成しなければならない。

3 職員等は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

(個人関連情報の第三者提供の制限等)

第28条 職員等は、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下この章において同じ。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第24条第1項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護委員会規則で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

- (1) 当該第三者が職員等から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。

- (2) 外国にある第三者への提供にあっては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。

2 第25条第3項の規定は、前項の規定により職員等が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第3項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。

3 前条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定により職員等が確認する場合について準用する。この場合において、同条第2項中「の提供を受けた」とあるのは、「を提供した」と読み替えるものとする。

(仮名加工情報の作成等)

第29条 職員等は、仮名加工情報（仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。）を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。

2 職員等は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に

係る削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下この条及び次条第3項において読み替えて準用する第7項において同じ。）を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。

- 3 職員等は、第12条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第11条第1項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下この条において同じ。）を取り扱ってはならない。
- 4 仮名加工情報についての第15条の規定の適用については、同条第1項及び第3項中「、本人に通知し、又は公表し」とあるのは「公表し」と、同条第4項第1号から第3号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。
- 5 職員等は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、第16条の規定は、適用しない。
- 6 職員等は、第24条及び第25条第1項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。
- 7 職員等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 8 職員等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するため、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 9 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第11条第2項及び第23条の規定は、適用しない。
(仮名加工情報の第三者提供の制限等)

第30条 職員等は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。）を第三者に提供してはならない。

(特定個人情報等の利用及び提供等の制限)

第31条 保護管理者は、第24条の規定にかかわらず、個人番号の利用については、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において本人の同意があり又は本人の同意を得ることが困難であるときを除き、番号法があらかじめ限定的に定めた事務に限定する。

- 2 保護管理者は、第24条の規定にかかわらず、番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報等を提供してはならない。
- 3 職員等は、個人番号関係事務を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。
- 4 職員等は、個人番号関係事務を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。
- 5 職員等は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の個人番号を含む個人情報を収集又は保管してはならない。

(業務の委託等)

第32条 各室等において、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講ずる。また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認する。

- (1) 個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務
 - (2) 再委託（委託先の子会社（会社法（平成17年7月26日法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に対して行うものを含む。以下同じ。）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
 - (3) 個人情報の複製等の制限に関する事項
 - (4) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
 - (5) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
 - (6) 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
- 2 機構は、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等やその量等に応じて、委託先における管理の体制及び実施状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認する。
 - 3 機構は、個人番号関係事務の全部又は一部を委託する場合には、委託先において、番号法に基づき機構が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認する。
 - 4 機構は、個人番号関係事務の全部又は一部の委託をする場合には、委託先において、機構が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。
 - 5 機構は、委託先において、保有個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが第2項の措置を実施する。保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

- 6 機構は、個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者が再委託をする際には、委託をする個人番号関係事務において取り扱う特定個人情報の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断する。
- 7 機構は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

(監査及び点検の実施)

- 第33条 監査責任者は、保有個人情報の適切な管理を検証するため、本規程に基づく保有個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査（外部監査を含む。以下同じ。）を行い、その結果を総括保護管理者に報告する。
- 2 保護管理者は、各室等における保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告する。
 - 3 総括保護管理者、保護管理者等は、第1項の監査及び前項の点検の結果等を踏まえ、保有個人情報の管理の状況について評価し、必要があると認めるときは、適切な管理のための見直し等の措置を講ずる。

(行政機関との連携)

- 第34条 機構は、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定）4を踏まえ、文部科学省と緊密に連携して、その保有する個人情報の適切な管理を行う。

第4章 情報システムにおける安全の確保等

(本章の趣旨)

- 第35条 情報システムにおける保有個人情報の安全確保等については、国立研究開発法人物質・材料研究機構情報セキュリティ規程（平成24年6月5日 24規程第34号。以下「情報セキュリティ規程」という。）その他の規程等で定めるもののほか、この章の定めるところによる。
- 2 保護管理者は、この章に規定する措置を講ずるに当たっては、必要に応じ、情報セキュリティ規程第18条第1項に規定する情報システムセキュリティ責任者と協議の上、これを講ずるものとする。

(アクセス制御)

- 第36条 保護管理者は、保有個人情報（情報システムで取り扱うものに限る。以下この章（第48条を除く。）において同じ。）の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等（パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる。

- 2 保護管理者は、第1項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを

整備（その定期又は随時の見直しを含む。）するとともに、パスワード等の読み取り防止等を行うために必要な措置を講ずる。

（アクセス記録）

第37条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期に又は随時に分析するためには必要な措置を講ずる。

2 保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずる。

（アクセス状況の監視）

第38条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該保有個人情報への不適切なアクセスの監視のため、保有個人情報を含むか又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的確認等の必要な措置を講ずる。

（管理者権限の設定）

第39条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずる。

（外部からの不正アクセスの防止）

第40条 保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずる。

（不正プログラムによる漏えい等の防止）

第41条 保護管理者は、不正プログラムによる保有個人情報の情報漏えい等の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講ずる。

（情報システムにおける保有個人情報の処理）

第42条 職員等は、保有個人情報について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去する。この場合において、保護管理者は、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、隨時、消去等の実施状況を重点的に確認する。

（暗号化）

第43条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、暗号化のために必要な措置を講ずる。職員等は、これを踏まえ、その処理する保有個人情報について、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行う。

（記録機能を有する機器・媒体の接続制限）

第44条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報

の情報漏えい等の防止のため、スマートフォン、ＵＳＢメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）等の必要な措置を講ずる。

（端末の限定）

第45条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末（以下この章において「端末」という。）を限定するために必要な措置を講ずる。

（端末の盗難防止等）

第46条 保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずる。

2 職員等は、保護管理者が必要があると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んではならない。

（第三者の閲覧防止）

第47条 職員等は、端末の使用に当たっては、保有個人情報が第三者に閲覧されことがないよう、使用状況に応じて情報システムからログオフを行う等の必要な措置を講ずる。

（入力情報の照合等）

第48条 職員等は、情報システムで取り扱う保有個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報の内容の確認、既存の保有個人情報との照合等を行う。

（バックアップ）

第49条 保護管理者は、保有個人情報の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずる。

（情報システム設計書等の管理）

第50条 保護管理者は、保有個人情報に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないよう、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずる。

第5章 取扱区域等の安全管理

（取扱区域及び管理区域）

第51条 保護管理者は、特定個人情報等の情報漏えい等を防止するために、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）及び特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域（以下、「管理区域」という。）を明確にする。

（入退管理）

第52条 保護管理者は、保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する

室、取扱区域、管理区域その他の区域（以下「情報システム室等」という。）に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員等の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講ずる。また、保有個人情報を記録する媒体を保管するための施設（以下「保管施設」という。）を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずる。

- 2 保護管理者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずる。
- 3 保護管理者は、情報システム室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めの整備（その定期又は随時の見直しを含む。）、パスワード等の読み取り防止等を行うために必要な措置を講ずる。

（情報システム室等の管理）

- 第53条 保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、警報装置、監視設備の設置等の措置を講ずる。
- 2 保護管理者は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずる。

第6章 個人情報ファイル簿

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

- 第54条 保護担当者は、各室等が保有している個人情報ファイルについて、別紙様式2により個人情報ファイル簿を作成し、総務・安全管理部門総務室長（以下「総務室長」という。）に提出しなければならない。新たに個人情報ファイル簿の掲載に係る個人情報ファイルの保有に至ったとき又は個人情報ファイル簿の記載事項に変更があったときも、速やかに個人情報ファイル簿の作成又は修正を行い、総務室長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
 - (1) 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル
 - (2) 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル
 - (3) 職員等又はこれらの職にあった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（機構が行う職員等の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

- (4) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
 - (5) 第4項の公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - (6) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
 - (7) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
 - (8) 職員等が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
 - (9) 本人の数が1000人に満たない個人情報ファイル
 - (10) 第2条第1項第15号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が第4項の公表に係る第2条第1項第15号イに係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるもの
- 3 保護担当者は、次項の公表に係る個人情報ファイルの保有をやめたとき又はその個人情報ファイルが前項第9号に該当するに至ったときは、当該個人情報ファイル簿についての記載を削除すべき旨を、遅滞なく総務室長に報告しなければならない。
- 4 総務室長は、第1項の個人情報ファイル簿の提出及び前項の報告があったときは、機構として一の個人情報ファイル簿にまとめ、遅滞なく一般の閲覧に供するものとする。
- 5 第1項の規定にかかわらず、保護担当者は、記録項目の一部若しくは第2項第3号若しくは第5号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第7章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(受付)

第55条 法第76条に基づく開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）により、総務室において受け付けるものとする。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - (2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に

係る保有個人情報の本人であること(未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下この節において「代理人」と総称する。)による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 当該保有個人情報を保有する室等(以下「担当室等」という。)の保護管理者は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下この節において「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、担当室等の保護責任者は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を見直すよう努めなければならない。
- 4 他の行政機関等から事案が移送された場合は、法第85条及び本節の定めるところに準じて取り扱う。
- 5 その他開示請求にかかる手続きについては、別に定めるところによる。

(保有個人情報の開示義務)

第56条 担当室等の保護管理者は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下この節において「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者(代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第63条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - イ 法令の規定により、又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であ

るときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 担当室等の保護管理者が第60条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると理事長が認めることにつき相当の理由がある情報

(5) 担当室等の保護管理者が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると理事長が認めることにつき相当の理由がある情報

(6) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人等に係る事
業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第57条 担当室等の保護管理者は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第58条 担当室等の保護管理者は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第59条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、担当室等の保護管理者は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第60条 担当室等の保護管理者は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 担当室等の保護管理者は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第61条 開示決定等は、開示請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第55条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、担当室等の保護管理者は、事務処理上の困難その他正当な

理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、担当室等の保護管理者は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第62条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があつた日から六十日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、担当室等の保護管理者は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、担当室等の保護管理者は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第63条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第79条第2項第3号及び第80条第1項において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、担当室等の保護管理者は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 担当室等の保護管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第56条第2号ロ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第58条の規定により開示しようとするとき。

3 担当室等の保護管理者は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、担当室等の保護管理者は、開示決定後直ちに、当該意見書（第79条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第64条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して別に定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、担当室等の保護管理者は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(他の法令等による開示の実施との調整)

第65条 担当室等の保護管理者は、他の法令又は機構の規程（以下、本条において「他の法令等」という。）の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(手数料の額等)

第66条 開示請求をするものが納付しなければならない手数料（以下「開示請求手数料」という。）の額は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書1件につき300円とする。

2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項の規定の適用については、当該複数の法人文書を一の法人文書とみなす。

(1) 一の法人文書ファイルにまとめられた複数の法人文書

(2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の文書

3 開示請求手数料の徴収の方法は、機構の指定する金融機関への口座振込によるものとし、開示請求書にその振込に係る証の写しの添付を求めるものとする。

4 前項の振込にあたって費用が生じる場合があつても、機構では負担しないものとし、手数料の納入者には、努めて、あらかじめ説明するものとする。

第2節 訂正

(訂正請求の手続)

第67条 法第90条に基づく訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）により、総務室において受け付けるものとする。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定す

るに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

- 2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（代理人による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 担当室等の保護管理者は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この節において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。
- 4 他の行政機関等から事案が移送された場合は、法第96条により、及び本節の定めるところに準じて取り扱う。
- 5 その他訂正請求にかかる手続きについては、別に定めるところによる。

（保有個人情報の訂正義務）

第68条 担当室等の保護管理者は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第69条 担当室等の保護管理者は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 担当室等の保護管理者は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第70条 前条各項の決定（以下この節において「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、第67条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、担当室等の保護管理者は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、担当室等の保護管理者は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第71条 担当室等の保護管理者は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、担当室等の保護管理者は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

(保有個人情報の提供先への通知)

第72条 担当室等の保護管理者は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求の手続)

第73条 法第98条に基づく利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）により、総務室において受け付けるものとする。

- (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
 - (3) 利用停止請求の趣旨及び理由
- 2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（代理人による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 担当室等の保護管理者は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この節において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。
- 4 その他利用停止請求にかかる手続きについては、別に定めるところによる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第74条 担当室等の保護管理者は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、機構における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第75条 担当室等の保護管理者は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 担当室等の保護管理者は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第76条 前条各項の決定（以下この節において「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第73条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、担当室等の保護管理者は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、担当室等の保護管理者は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限の特例）

第77条 担当室等の保護管理者は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、担当室等の保護管理者は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

第4節 審査請求

（審査請求の受付）

第78条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、総務室において受け付けるものとする。

（審査会への諮問）

第79条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は個人情報保護委員会に諮問し、それ以外の場合は情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
 - (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
 - (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合
- 2 前項の規定により情報公開・個人情報保護委員会に諮問をした場合、理事長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第1項第2号において同じ。)
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第80条 第63条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
 - (2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)
- 2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、政令で定めるところにより、行政不服審査法第4条の規定の特例を設けることができる。

第5節 行政機関等匿名加工情報の提供等

(行政機関等匿名加工情報の提供に関する事項)

第81条 法第5章第5節の規定による行政機関等匿名加工情報の提供に関する事項は、別に定める。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第82条 職員等は、匿名加工情報(行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。)を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

- 2 職員等は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 3 前項の規定は、機構から匿名加工情報の取扱いの委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第8章 その他

(請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第83条 開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下「請求」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に請求をすることができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（教育研修）

第84条 総括保護管理者は、保有個人情報の取扱いに従事する職員等に対し、保有個人情報の適切な管理のために必要な教育研修を行うものとする。

2 保護管理者は、室等の職員等に対し、教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。

（苦情処理）

第85条 機構における個人情報の取扱いに関する苦情は総務室において受け付けるものとし、関係室等と連携して、苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

（雑則）

第86条 この規程に定めるもののほか、個人情報の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月28日 18規程第23号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日 20規程第25号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日 21規程第59号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月11日 21規程第74号）

この規程は、平成21年5月18日から施行する。

附 則（平成21年11月26日 21規程第116号）

この規程は、平成21年11月30日から施行する。

附 則（平成22年11月22日 22規程第59号）

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成23年4月27日 23規程第26号）

この規程は、平成23年4月27日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成25年6月25日 25規程第24号）

この規程は、平成25年6月25日から施行する。

附 則（平成27年3月24日 27規程第20号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月20日 27規程第124号）

この規程は、平成27年10月20日から施行する。

附 則（平成28年4月20日 28規程第46号）

この規程は、平成28年4月20日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年5月23日 29規程第36号）

この規程は、平成29年5月30日から施行する。

附 則（平成30年3月27日 30規程第22号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月24日 2019規程第59号）

この規程は、令和元年9月24日から施行する。

附 則（令和3年4月27日 2021規程第58号）

この規程は、令和3年5月1日から施行する。

附 則（令和4年5月24日 2022規程第29号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和4年5月24日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴う経過措置）

第2条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴う経過措置については、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第3条により取り扱うものとする。

附 則（令和5年2月28日 2023規程第25号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。